

# 志木市後見ネットワークセンター便り

ご挨拶

志木市後見ネットワークセンター長 的場 裕行

本格的な夏を迎え、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
4月1日から志木市後見ネットワークセンター所長に就任いたしました的場です。

コロナ禍や高齢化の進展により、従来の後見制度の受任案件の調整だけではなく、生活に困窮している単身高齢者や親なき後の知的精神障がい者、認知症高齢者等に関する事案が増加していることに伴い、世帯全体に対する関係機関の横断的な支援がますます重要となっているところ です。

こういった中で、後見ネットワークセンターと一次相談窓口を含む地域が連携し、高齢者、障がい者、子どもに関する後見制度や各種サービスのニーズを一体的に把握することで、より効果的な支援につなぐことができると考えております。

また、4月より志木市基幹福祉相談センターの委託団体が志木市社会福祉協議会に変更となっております。今後につきましても、地域連携ネットワークを活用し、地域共生社会の一体的な推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。



志木市役所1階 ⑥番窓口  
共生社会推進課内に移転しました

## 法律専門職相談

法律専門職相談は、弁護士、司法書士が成年後見制度等についての相談に応じています。  
成年後見制度を利用中の方、後見人として活動中の方、検討中の方などの活動支援等、ご相談に対応いたします。

実施日：金曜日（月4回）※詳しい日程はお問合せください

時 間：13時から16時（受付終了）（1人1時間程度）

※予約が優先となります。事前の予約をお願いします。



相談  
無料

## 講座実施のお知らせ 「親族後見人のための交流会」

9月27日（火）14時～15時30分 場所 志木市役所内

親族の後見人をしている人のための交流会です。情報交換、専門家からの助言も行います。申込等の詳細は広報しき9月号をご覧ください。



## 相続手続きなども任意後見契約とセットで

全3回に分けて、任意後見制度について後見ネットワークセンターの相談員である高橋明子司法書士が説明します。今回は最終回です。



高橋司法書士



元気な今のうちに人生設計をたて、支援してもらおうことを決めて、支援者と任意後見契約を結んでおこうと思います。でも、認知症になってしまい、任意後見契約をしたことも忘れてしまうのではないかと不安です。

そのような心配がある場合は、任意後見受任者が定期的に連絡や面談を行い、依頼者の健康状態などを見守る「見守り契約」も併せて結ぶことができます。



それは頼もしいわ。将来、老人ホームに入所したら、施設費用にあてるために、自宅を処分してもらおう予定なのですが、後見人は、ちゃんとやってくれるかしら……。

そういった事務が不慣れな任意後見人でも、最善の契約ができるように、家庭裁判所が選任した法律専門職の監督人が、丁寧にアドバイスをを行い、事務を監督します。こういった安全措置が備わっている制度なのです。



自分の葬儀や死後の身辺整理・遺産の承継も任意後見人をお願いできるかしら。

本人が亡くなると任意後見契約は終了しますので、任意後見契約とは別に、葬儀などをお願いする死後事務委任契約書と遺産を誰に継承させるかを決めた遺言書を作成しておく必要があります。お世話になった相続人等に遺産を受け取ってほしい、ゆかりのある団体等に寄贈したいという希望がある場合などは、遺言書を作成しましょう。遺言には数種の作成方法がありますので、相談員に確認するとよいでしょう。残された者へ想いを伝えるエンディングノートというものもあります。後見ネットワークセンターの窓口で配布もしています。自分の情報の備忘録にもなりますので、そちらも利用するとよいでしょう。



発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

メールアドレスが変わりました

次回発行 11月予定